

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月21日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育委員会教育次長

- 1 契約の概要
旧いちょう小学校受水槽ボールタップ止水不良修繕
- 2 履行（納品）場所
旧いちょう小学校（横浜市泉区上飯田町3220-4）
- 3 契約日
令和4年4月4日
- 4 履行日又は履行期間
令和4年4月4日から令和4年4月20日まで
- 5 契約金額
41,800円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
住所 横浜市西区久保町4番12号
名称 三ツ矢設備工業株式会社 代表取締役 田中 孝行
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
旧いちょう小学校はコミュニティハウスがあるほか、地域住人のためのスポーツ利用や学習支援教室等で利用されており、早急に受水槽の修繕を行なう必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿から学校施設を熟知しており、迅速に対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課